

平成 30 年度 指定介護保険 サービス事業者等 集団指導資料

定期巡回・隨時対応型訪問介護



担当 福祉部介護福祉課介護給付係
電話 (046)225-2240(直通)
Mail 2230@city.atsugi.kanagawa.jp

1. 地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護の事業の人員及び運営等に関する基準

厚木市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する条例

地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員、運営の基準については、「厚木市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する条例」の規定に基づき、厚木市が指定を行うこととなっております。

具体的な基準については、国が定めた「指定地域密着型サービスの事業の人員及び運営に関する基準(平成18年厚生省令第34号)」に準じており、厚木市独自の基準については、文書等の保存期間を「2年間」から「5年間」と、「暴力団経営支配法人等でない者」の2点を独自に規定しています。

※法:介護保険法

※以下、「指定地域密着型サービス事業の人員及び運営に関する基準」より

(1)基本方針

第3条の2 指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

第3条の3 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。

一 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者（介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下「定期巡回サービス」という。）

二 あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下この章において同じ。）による対応の要否等を判断するサービス（以下「随時対応サービス」という。）

三 随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の

居宅を訪問して行う日常生活上の世話（以下この章において「随時訪問サービス」という。）

四 法第8条第15項第1号に該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部として看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助（以下「訪問看護サービス」という。）

（2）人員に関する基準

項目	条 文	内 容
従業者 員数	第3条の 4 第1項	<p>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 オペレーター（随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下この章において同じ。） 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて1以上確保されるために必要な数以上</p> <p>二 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上</p> <p>三 隨時訪問サービスを行う訪問介護員等 提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上</p> <p>四 訪問看護サービスを行う看護師等 次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める員数</p> <p>イ 保健師、看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 常勤換算方法で2.5以上</p> <p>ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の実情に応じた適当数</p>
	第2項	オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は第1項第4号イの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37

	<p>号。以下「指定居宅サービス等基準」という。) 第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。) の業務に1年以上(介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修2級修了者は3年以上)従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p> <p>第3項 オペレーターのうち1人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等でなければならない。</p> <p>第4項 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。)、指定訪問看護事業所(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業所をいう。)若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所(第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下この条において同じ。)の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p> <p>第5項 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第131条第12項において同じ。) 二 指定短期入所療養介護事業所(指定居宅サービス等基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。) 三 指定特定施設(指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。) 四 指定小規模多機能型居宅介護事業所(第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) 五 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第45条第1項、第46条、第63条第6項、第64条第3項及び第65条において同じ。) 六 指定地域密着型特定施設(第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第45条第1項、第46条第1項及び第63条第6項において同じ。)
--	--

	<p>七 指定地域密着型介護老人福祉施設（第 130 条第 1 項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第 45 条第 1 項、第 46 条第 1 項及び第 63 条第 6 項において同じ。）</p> <p>八 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）</p> <p>九 指定介護老人福祉施設</p> <p>十 介護老人保健施設</p> <p>十一 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成 18 年旧介護保険法」という。）第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）</p> <p>十二 介護医療院</p>
第 6 項	<p>隨時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該隨時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p>
第 7 項	<p>午後 6 時から午前 8 時までの間は、当該事業所の利用者に対する随时対応サービスの提供に支障がない場合は、第 4 項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、隨時訪問サービスに従事することができる。</p> <p>「利用者に対する随时サービスの提供に支障がない場合」とは、ICT 等の活用により、事業所以外においても、利用者の情報（具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族等の状況等）の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができる認められる場合であること。</p>
第 8 項	<p>前項の規定によりオペレーターが随时訪問サービスに従事している場合において、当該事業所の利用者に対する随时訪問サービスの提供に支障がないときは、第 1 項の規定にかかわらず、午後 6 時から午前 8 時までの間は、随时訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</p>

	第 9 項	看護職員のうち 1 人以上は、常勤の保健師又は看護師（第 3 条の 23 第 1 項及び第 3 条の 24 において「常勤看護師等」という。）でなければならない。
	第 10 項	看護職員のうち 1 人以上は、提供時間帯を通じて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者との連絡体制が確保された者でなければならない。
	第 11 項	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって看護師、介護福祉士等であるもののうち 1 人以上を、利用者に対する第 3 条の 24 第 1 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者（以下この章において「計画作成責任者」という。）としなければならない。
	第 12 項	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第 60 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第 59 条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第 60 条第 1 項第 1 号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第 5 項の規定により同条第 1 項第 1 号イ及び第 2 号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第 171 条第 14 項の規定により同条第 4 項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該事業者は、第 1 項第 4 号イに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
管理者	第 3 条の 5	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(3) 設備に関する基準

項目	条 文	内 容
設備 及び 備品 等	第 3 条の 6 第 1 項	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>
	第 2 項	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。ただし、第 1 号に掲げる機器等については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が適切に利用者的心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 利用者的心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 二 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等
	第 3 項	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。</p>
	第 4 項	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が夜間対応型訪問介護事業者（第 6 条第 1 項に規定する夜間対応型訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と夜間対応型訪問介護（第四条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第八条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前 3 項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>

(4) 運営に関する基準

項目	条 文	内 容
内容及び手続きの説明及び同意	第 3 条の 7 第 1 項 第 2 項	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 3 条の 29 に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要な事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要な事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要な事項を記録したもの交付する方法</p>

	第3項	前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
	第4項	第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
	第5項	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第2項各号に規定する方法のうち定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が使用するもの 二 ファイルへの記録の方式
	第6項	前項の規定による承諾を得た定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
提供拒否の禁止	第3条の8	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由なく定期巡回・随時対応型訪問介護の提供を拒んではならない。</p> <p>なお、“正当な理由”とは、①当該事業所の現員から利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難な場合です。</p>
サービス提供困難時の対応	第3条の9	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認めた場合は、他の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

受給資格等の確認	第3条の 10 第1項	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の被保険者証に法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会に配慮して、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するよう努めなければならない。</p>
要介護認定の申請に係る援助	第3条の 11 第1項	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>
心身の状況等の把握	第3条の 12	<p>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下第23条、第40条の6及び第40条の7において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>

指定居宅介護支援事業者等との連携	第3条の 13 第1項 第2項	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>
法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	第3条の 14	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p>
居宅サービス計画に沿ったサービス提供	第3条の 15	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第一号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。</p>
居宅サービス計画等の変更の援助	第3条の 16	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p>

身分を証する書類の携行	第3条の17	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。
サービス提供の記録	第3条の18 第1項	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日及び内容、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護について法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。
	第2項	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。
利用料等の受領	第3条の19 第1項	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
	第2項	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
	第3項	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前2項の支払を受けた額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

	第4項	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
保険給付の請求のための証明書の交付	第3条の20	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針	第3条の21 第1項	定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしなければならない。
	第2項	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針	第3条の22	定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一 定期巡回サービスの提供に当たっては、第3条の24第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うものとする。 二 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。

		<p>三 隨時訪問サービスの提供に当たっては、第3条の24 第1項に規定する定期巡回・隨時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うものとする。</p> <p>四 訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第3条の24 第1項に規定する定期巡回・隨時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者的心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うものとする。</p> <p>五 訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行うものとする。</p> <p>六 特殊な看護等については、これを行ってはならないものとする。</p> <p>七 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>八 定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供に当たっては、介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</p> <p>九 定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理办法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする。</p>
主治の医師との関係	第3条の 23 第1項 第2項 第3項	<p>定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の常勤看護師等は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理をしなければならない。</p> <p>定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。</p> <p>定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、主治の医師に次条第1項に規定する定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び同条第11項に規定する訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。</p>

	第4項	医療機関が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を運営する場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示並びに前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び次条第11項に規定する訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成	第3条の24 第1項	計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成しなければならない。
	第2項	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画における定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に定められた定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。この場合において、計画作成責任者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提出するものとする。
	第3項	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）の結果を踏まえ、作成しなければならない。
	第4項	訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、第一項に規定する事項に加え、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しなければならない。
	第5項	計画作成責任者が常勤看護師等でない場合には、常勤看護師等は、前項の記載に際し、必要な指導及び管理を行うとともに、次項に規定する利用者又はその家族に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護

		計画の説明を行う際には、計画作成責任者に対し、必要な協力を行わなければならない。
	第 6 項	計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
	第 7 項	計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した際には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を利用者に交付しなければならない。
	第 8 項	計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行うものとする。
	第 9 項	第 1 項から第 7 項までの規定は、前項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更について準用する。
	第 10 項	訪問看護サービスを行う看護師等（准看護師を除く。）は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。
	第 11 項	常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
	第 12 項	前条第 4 項の規定は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び訪問看護報告書の作成について準用する。
同居 家族 に對 する サー ビス 提 供 の禁 止	第 3 条の 25	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に、その同居の家族である利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）の提供をさせてはならない。

利用者に関する市町村への通知	第3条の26	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>一 正当な理由なしに定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>
緊急時等の対応	第3条の27 第1項 第2項	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者は、現に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。</p>
管理者の責務	第3条の28 第1項 第2項 第3項	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行うものとする。</p>

運営規定	第3条の29	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 緊急時等における対応方法 七 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 八 その他運営に関する重要事項
勤務体制の確保等	第3条の30 第1項	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対し適切な定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供できるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>
	第2項	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は訪問看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市町村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。</p>
	第3項	<p>前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間に行われる随時対応サービスについては、市町村長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・隨</p>

	第4項	<p>時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>
衛生 管理 等	第3条の 31 第1項	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p>
	第2項	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</p>
掲示	第3条の 32	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。</p>
秘密 保持 等	第3条の 33 第1項	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p>
	第2項	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>
	第3項	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。</p>

広告	第3条の 34	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。
指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	第3条の 35	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
苦情処理	第3条の 36 第1項	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
	第2項	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
	第3項	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
	第4項	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
	第5項	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45

	第 6 項	<p>条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。) が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p>
地域との連携等	第 3 条の 37 第 1 項	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する法第 115 条第 46 条第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、介護・医療連携推進会議に対して定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聽く機会を設けなければならない。</p>
	第 2 項	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p>
	第 3 項	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>
	第 4 項	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。</p>

事故 発生 時の 対応	第 3 条の 3 8 第 1 項	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
	第 2 項	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
	第 3 項	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
会計 の区 分	第 3 条の 3 9	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに経理を区分するとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。
記録 の整 備	第 3 条の 4 0 第 1 項	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。
	第 2 項	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 主治の医師による指示の文書 四 訪問看護報告書 五 市町村への通知に係る記録 六 苦情の内容等の記録 七 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(5) 連携型指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例

項目	条 文	内 容
適用除外	第3条の 41 第1項	<p>連携型指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護（定期巡回・隨時対応型訪問介護看護のうち法第8条第15項第2号に該当するものをいう。次条において同じ。）の事業を行う者（以下「連携型指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「連携型指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者の職種及び員数については、第3条の4第1項第4号、第9項、第10項及び第12項の規定は適用しない。</p>
	第2項	<p>連携型指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者については、第3条の23、第3条の24第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）、第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び第10項から第12項まで並びに第3条の40第2項第3号及び第4号の規定は適用しない。</p>
指定訪問看護事業者との連携	第3条の 42 第1項	<p>連携型指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、連携型指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該連携型指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の利用者に対して指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携しなければならない。</p>
	第2項	<p>連携型指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、連携する指定訪問看護事業者（以下この項において「連携指定訪問看護事業者」という。）との契約に基づき、当該連携指定訪問看護事業者から、次の各号に掲げる事項について必要な協力を得なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第3条の24第3項に規定するアセスメント 二 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保 三 第3条の37第1項に規定する介護・医療連携推進会議への参加 四 その他連携型定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供に当たって必要な指導及び助言

介護保険事業者における事故発生時の報告取扱いについて

2018年6月1日改正

介護保険法に基づきサービスを提供している事業所は、各指定基準で事故発生時には市町村に報告しなければならないこととなっております。そのため、厚木市における事故発生時の報告取扱いについて次のとおり定めます。

1 対象

厚木市内に所在する介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者（以下、「各事業者」という。）が行う介護保険適用サービスとする。

2 報告の範囲

各事業者は、次の（1）から（4）までの場合、関係市町村（厚木市及び被保険者の属する市町村）へ報告を行うこととする。

（1） サービス提供中による、利用者のケガ又は死亡事故の発生。

ア 「サービス提供中による」とは送迎・通院等の間の事故も含む。

在宅の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービス提供中」に含まれるものとする。

イ ケガの程度については、外部の医療機関で受診を要したもの原則とするが、それ以外でも家族等に連絡しておいた方がよいと判断されるものについても報告すること。

ウ 事業者側の過失の有無は問わない。（利用者の自己過失によるケガであっても、「イ」に該当する場合は報告すること）

エ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性があるとき（トラブルになる可能性があるとき）は報告すること。

オ 利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経てから死亡した場合は、事業者は速やかに、連絡もしくは報告書を再提出すること。

（2） 食中毒及び感染症、結核の発生

注 食中毒・感染症・結核について、サービス提供に関連して発生したと認められる場合は報告すること。なお、これらについて、関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従うこと。

（3） 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

注 利用者の処遇に影響があるものについては報告すること。
(例：利用者からの預り金の横領、送迎時の交通事故など)

（4） その他、報告が必要と認められる事故の発生

例えば、事業者と利用者との間でトラブルになる可能性があるときなど。

3 報告の様式及び手順

- (1) 報告の様式については、別添の「介護保険事業者 事故報告書」とする。
- (2) 事故後、各事業者は速やかに、FAX 又はメールで報告すること。
(第1報)
- ア 電話の場合は、連絡者の名前を名乗るとともに、厚木市の受付者の名前を確認すること。また、FAX の場合は、市へ到着したかどうかの確認を行うこと。
- イ FAX で報告する場合は、確認ができている項目について記入し報告する。
なお、誤送信の可能性もあるため、対象者情報など個人情報に該当する部分は、黒く塗りつぶすなどしてから送信すること。
また、この場合は FAX が到着したか否かを電話で確認する際に、個人情報部分を口頭で補うこと。
- ウ 「速やかに」の期限については、最大限の努力をして可能な範囲とする。
(例えば、午後に事故が起こり、処置等のために数時間要し、終業時間が過ぎた場合には、翌朝早くに報告を行う。また、金曜日の夕刻に事故が発生した場合には、土日の間に FAX 又はメールを送信しておき、月曜日朝早くに電話確認を行うなど、社会通念に照らして、最大限の努力をすること)
- (3) 事故処理の経過及び未確認事項が確認できた場合においても、報告様式により、電話又はFAX、メールで適宜追加記入して報告すること。(追加報告)
- (4) 事故処理の区切りがついたところで、報告様式により第1報以降の経過をすべて記載して報告すること。(最終報告)

4 報告先

各事業者は、「2 報告の範囲」で定める事故が発生した場合、「3 報告の様式及び手順」により、次の両者に報告すること。

- (1) 被保険者の属する保険者（関係市町村）
(2) 事業所・施設が所在する保険者（厚木市）

〒243-8511
厚木市中町3-17-17 介護福祉課
電話 (046) 225-2391 (直通)
FAX (046) 224-4599
メールアドレス 2230@city.atsugi.kanagawa.jp

注 報告には利用者の個人情報が含まれるため、取扱いについては十分注意すること。

事故報告書様式

介護保険事業者 事故報告書(事業者 → 厚木市)

平成30年6月1日

1 事業所の概要	法 人 名				
	事業所(施設)名				
	事 業 所 番 号				
	所 在 地				電話番号 FAX番号
	記載者 氏名	<input type="checkbox"/> 介護給付 <input type="checkbox"/> 予防給付 <input type="checkbox"/> その他()			
サービス種類 (事故が発生した サービス)	<input type="checkbox"/> 訪問介護 居宅療養管理指導 痴れ入所療養介護 介護老人福祉施設 お届け予防サービス の場合は、担当する 居宅サービスを選択して ください。	<input type="checkbox"/> 訪問介護 通所介護 特定施設入居者生活介護 介護老人保健施設 定期巡回・随時対応型共同 生活介護 小規模多機能型居宅介護 複合型サービス その他()	<input type="checkbox"/> 訪問看護 通所リハビリテーション 福祉用具貸与 介護施設 衛生対応型訪問介護 認知症対応型共同生活介護 居宅介護支援	<input type="checkbox"/> 訪問リハビリテーション 施設入所生活介護 特定福祉用具販売 介護療養型医療施設 地域密着型通所介護 地域密着型特定施設入居 者生活介護 介護予防支援 第一号事業()	
2 対象者	氏名・年齢・性別	年齢:	性別:	(要支援)状態区分:	
	被保険者番号		サービス提供開始日		
	住 所				
	保 険 者 名				
3 事故の概要	発 生 日 時	平成30年6月1日			
	発 生 場 所				
	事 故 の 種 別 (複数の場合には、 もっとも症状の重いもの)	<input type="checkbox"/> 骨折 打撲・捻挫・脱臼 切創・擦過傷 やけど	<input type="checkbox"/> その他の外傷 異食・誤えん 食中毒 感染症・結核	<input type="checkbox"/> 職員の法令違反、不祥事 薬害、薬葉、与薬もれ 医療的ケア関連(カテーテル抜去等)	その他()
		死亡に至った場合はその死亡年月日:			
	受傷原因(外傷のみ)	<input type="checkbox"/> 転倒 転落	<input type="checkbox"/> 介護行為	<input type="checkbox"/> 交通事故	<input type="checkbox"/> その他()
事 故 の 内 容					
4 事故発生時の対応	対 務 の 仕 方				
	治療した医療機関	(医療機関名、住所、電話番号等)			
	治 療 の 概 要				
	連絡済の関係機関				
	5 事故発生後の状況	(症状、入院の有無、その他の利用者の状況及び、家族への報告、説明の内容)			
利 用 者 の 状 況					
損害賠償等の状況					
事故の原因分析及び 再発防止に向けての 今後の取組み	(できるだけ具体的に記載すること)				

注)記載しきれない場合は、任意の別紙に記載の上、この報告書に添付してください。

※様式は、市ホームページからダウンロードしてください。

2 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準

- 1 基本報酬単位及び加算について
1 単位の単価：4級地 10.84円

(1) 基本単位について

イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（I）（1月につき）※連携型以外

- (1) 訪問看護サービスを行わない場合
- | | |
|-----------|------------|
| (一) 要介護 1 | 5, 666 単位 |
| (二) 要介護 2 | 10, 114 単位 |
| (三) 要介護 3 | 16, 793 単位 |
| (四) 要介護 4 | 21, 242 単位 |
| (五) 要介護 5 | 25, 690 単位 |

(2) 訪問看護サービスを行う場合

- | | |
|-----------|------------|
| (一) 要介護 1 | 8, 267 単位 |
| (二) 要介護 2 | 12, 915 単位 |
| (三) 要介護 3 | 19, 714 単位 |
| (四) 要介護 4 | 24, 302 単位 |
| (五) 要介護 5 | 29, 441 単位 |

ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（II）（1月につき）※連携型

- | | |
|-----------|------------|
| (一) 要介護 1 | 5, 666 単位 |
| (二) 要介護 2 | 10, 114 単位 |
| (三) 要介護 3 | 16, 793 単位 |
| (四) 要介護 4 | 21, 242 単位 |
| (五) 要介護 5 | 25, 690 単位 |

◆基本単位の算定について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費を算定する場合については、月途中から利用開始又は月途中での利用終了の場合には、所定単位数を日割り計算して得た単位数を算定する。

なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費を算定している間は、当該利用者に係る、他の訪問サービスのうち、訪問介護費（通院乗降介助に係るものを除く。）、訪問看護費（連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用している場合を除く。）及び夜間対応型訪問介護費（以下「訪問介護費等」という。）は算定しないものとする。この場合において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を開始した初日における当該利用開始時以前に提供されたサービスに係る訪問介護費等及び利用終了日における当該利用終了時以後に提供されたサービスに係る訪問介護費等は算定できるものとする。

また、利用者が、一の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、サービス

提供を受けている間は、当該事業所以外の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所はサービスを提供しても算定できない。

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（I）（1）について

当該事業所が利用者に対し、定期巡回・随時対応型訪問介護（訪問看護サービスを除く。）を行った場合、利用者の要介護状態区分に応じて、1月にそれぞれの所定単位数を算定する。

2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（I）（2）について

当該事業所が通院が困難な利用者に対し、定期巡回・随時対応型訪問介護（訪問看護サービスを除く。）を行った場合、利用者の要介護状態区分に応じて、1月にそれぞれの所定単位数を算定する。

ただし、准看護師が訪問看護サービスを行った場合は、所定単位数の100分の98に相当する単位数を算定する。

なお、末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脑皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がII度又はIII度のものに限る。）をいう。）多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシヤイ・ドレーガー症候群をいう。）プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髓性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態の患者は除く。

3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（II）について

当該連携型の事業所が利用者に対し、定期巡回・随時対応型訪問介護（連携型に限る。）を行った場合、利用者の要介護状態区分に応じて、1月にそれぞれの所定単位数を算定する。

4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（I）の取扱い

①「通院が困難な利用者」について

「通院が困難な利用者」の趣旨は、通院により、同様のサービスが担保されるのであれば、通院サービスを優先すべきということである。

訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（I）は「通院が困難な利用者」に対して算定することとされているが、通院の可否にかかわらず、療養生活を送る上で居宅での支援が不可欠な者に対して、ケアマネジメントの結果、訪問看護サービスの提供が必要と判断された場合は訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（I）を算定できるものである。

②訪問介護指示の有効期間について

訪問介護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（I）は、主

治の医師の判断に基づいて交付された指示書の有効期間内に訪問看護サービスを行った場合に算定する。

③理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の訪問について

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置づけのものである。

なお、言語聴覚士による訪問において提供されるものは、看護業務の一部として提供するものであるため、言語聴覚士の業務のうち保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）の規定にかかわらず業とするとできるとされている診療の補助行為（言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）第 42 条第 1 項）に限る。

④末期の悪性腫瘍の患者等の取扱いについて

末期の悪性腫瘍等の利用者については、医療保険の給付の対象となるものであり、訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（I）は算定しない。なお、月途中から医療保険の給付の対象となる場合又は月途中から医療保険の給付の対象外となる場合には、医療保険の給付の対象となる期間に応じて、日割り計算を行うこととする。なお、医療保険の給付の対象となる期間については、主治の医師による指示に基づくものとする。

ア 当該月の日数

イ 当該月の医療保険の給付対象となる日数

ウ サービスコード表の各介護度別の日割りの単位数

エ サービスコード表の各介護度別の日割りの単位数（訪問看護サービスを行わない）

「ア」 - 「イ」 = 「日割り日数」

「日割り日数」 × 「ウ」 = 「①」

「日割り日数」 × 「エ」 = 「②」

「①」 + 「②」 = 「当該月の所定単位数」

⑤居宅サービス計画上准看護師の訪問が予定されている場合に准看護師以外の看護師等により訪問看護サービスが行われた場合の取扱い

居宅サービス計画上、准看護師が訪問することとされている場合に、事業所の事情により准看護師以外の看護師等が訪問する場合については、所定単位数に 100 分の 98 を乗じて得た単位数を算定すること。

また、居宅サービス計画上、准看護師以外の看護師等が訪問することとされている場合に、准看護師が訪問する場合については、准看護師が訪問する場合の単位数を算定すること。

5 通所系サービス及び短期入所系サービスを利用した場合の取扱い

通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護又は認知症対応型通所介護（以下「通所系サービス」という。）又は短期入所生活介護若しくは短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護（短期利用居宅介護費を算定する場合に限る。）、短期利用特定施設入居者生活介護、地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護若しくは看護小規模多機能型居宅介護（短期利用居宅介護費を算定する場合に限る。）（以下「短期入所系サービス」）を利用した利用者に対して、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、通所介護等を利用した日数に、1日当たり次に掲げる単位数を乗じて得た単位数を所定単位数から減算する。

①通所系サービス利用時

所定単位数から、当該月の通所系サービスの利用日数に次の単位数を乗じて得た単位数を減じたものを、当該月の所定単位数とする。

②短期入所系サービス利用時

短期入所系サービスの利用日数に応じた日割り計算を行う。具体的には、当該月の日数から短期入所系サービスの利用日数（退所日を除く。）を減じて得た日数に、サービスコード表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（I）又は（II）の日割り単価を乗じて得た単位数を、当該月の所定単位数とする。

また、利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費は算定しない。

6 当該事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当該事業所と同一の建物（同一敷地内建物等）に居住する利用者に対する取扱い

当該事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当該事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者に対してサービスを提供した場合、それぞれの単位数を減算する。

ア　当該事業所における1月の利用者が同一敷地建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対してサービスを提供した場合1月につき900単位を減算する。

イ　「ア」で50人未満の場合は、1月につき600単位を減算する。

①同一敷地内建物等の定義

「同一敷地内建物等」とは、当該事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合も含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に当該事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合などが該当し、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。

②当該減算は、当該事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることを鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではない。

(同一敷地内建物等に該当しないものの例)

- ・同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合
- ・隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔たれており、横断するために迂回しなければならない場合

③同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該事業所の事業者と異なる場合であっても該当するものであること。

④同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義

- イ 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該事業所の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。
- ロ この場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。

7 特別地域定期巡回・隨時対応型訪問介護看護加算

清川村に所在する当該事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事業所を除く。）又はその一部として使用される事務所の定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者がサービス提供を行った場合は、特別地域定期巡回・隨時対応型訪問介護看護加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

なお、「その一部として使用される事務所」とは、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等（以下「サテライト事業所」という。）とし、例えば、本体の事業所が離島等以外に所在し、サテライト事業所が離島等に所在する場合、本体事業所を業務の本拠とする定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者によるサービス提供は加算の対象とならず、サテライト事業所を業務の本拠とする従業者によるサービス提供は加算の対象となるものであること。

サテライト事業所のみが離島等に所在する場合には、当該サテライト事業所を本拠とする従業者を明確にするとともに、当該サテライト事業所から提供した具体的なサービスの内容等の記録を行い、管理すること。

8 中山間地域等における小規模事業所加算

清川村に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下の当該事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事業所を除く。）又はその一部として使用される事務所の定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者がサービス提供を行った場合は、特別地域定期巡回・随时対応型訪問介護看護加算として、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

① 「その一部として使用される事務所」とは、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等（以下「サテライト事業所」という。）とし、例えば、本体の事業所が離島等以外に所在し、サテライト事業所が離島等に所在する場合、本体事業所を業務の本拠とする定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者によるサービス提供は加算の対象とならず、サテライト事業所を業務の本拠とする従業者によるサービス提供は加算の対象となるものであること。

サテライト事業所のみが離島等に所在する場合には、当該サテライト事業所を本拠とする従業者を明確にするとともに、当該サテライト事業所から提供した具体的なサービスの内容等の記録を行い、管理すること。

② 実利用者数は前年度（3月を除く。）の1月当たりの平均実利用者数をいうものとする。

③ 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始又は再開した事業所含む。）については、直近の3月における1月当たりの平均実利用者数を用いるものとする。したがって、新たに事業を開始又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となる。

平均実利用者数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の利用者数を上回った場合については、直ちに加算の変更届を提出しなければならない。

④ 当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行う必要があること。

9 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

当該事業者が、清川村に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

なお、当該加算を算定する利用者については、事業所が規定する交通費の支払いを受けることはできない。

10 緊急時訪問看護加算について

定期巡回・隨時対応型訪問介護看護費（I）（2）について、当該事業所が利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合（訪問看護サービスを行う場合に限る。）には、緊急時訪問看護加算として、1月につき315単位を所定単位数に加算する。

① 緊急時訪問看護加算については、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う体制にある場合には、当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得た場合に加算する。

② 緊急時訪問看護加算については、介護保険の給付対象となる訪問看護サービスを行った日の属する月に所定単位数に加算するものとする。なお当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける緊急時訪問看護加算並びに同月に医療保険における

訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における 24 時間対応体制加算は算定できない。

- ③ 緊急時訪問看護加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。
このため、緊急時訪問看護加算に係る訪問看護サービスを受けようとする利用者に説明するに当たっては、当該利用者に対して、他の事業所から緊急時訪問看護加算に係る訪問看護を受けていないか確認すること。
- ④ 緊急時訪問看護加算の届出は利用者や居宅介護支援事業所が看護小規模多機能型居宅介護事業所を選定する上で必要な情報として届け出させること。なお、緊急時訪問看護加算の算定に当たっては、届出を受理した日から算定するものとする。

11 特別管理加算

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（I）（2）について、訪問看護サービスに関して特別な管理を必要とする利用者に対して、当該事業所が訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合、利用者の区分に応じて、1月につき所定単位数を加算する。なお、当該加算は、（I）又は（II）のどちらかの加算しか算定できない。

（1）特別管理加算（I）500 単位

特別な管理を必要とする利用者として、「医療診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態」にある者に対して看護小規模多機能型居宅介護を行う場合。

（2）特別管理加算（II）250 単位

特別な管理を必要とする利用者として、次の状態にある者に対して看護小規模多機能型居宅介護を行う場合。

- ア 医療診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- イ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ウ 真皮を超える褥瘡の状態
- エ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

- ① 特別管理加算については、利用者や居宅介護支援事業所が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を選定する上で必要な情報として届け出させること。
- ② 特別管理加算は、介護保険の給付対象となる看護サービスを行った日の属する月に算定するものとする。

なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問介護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける特別管理加算並びに同

月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算は算定できること。

- ③ 特別管理加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。
- ④ 「真皮を超える褥瘡の状態」とは、N P U A P (National Pressure Ulcer Advisory Panel) 分類III度若しくはIV度又はD E S I G N分類(日本褥瘡学会によるもの)D 3、D 4若しくはD 5に該当する状態をいう。
- ⑤ 「真皮を超える褥瘡の状態にある者」に対して特別管理加算を算定する場合には、定期的（1週間に1回以上）に褥瘡の状態の観察・アセスメント・評価（褥瘡の深さ、滲出液、大きさ、炎症・感染、肉芽組織、壊死組織、ポケット）を行い、褥瘡の発生部位及び実施したケア（利用者の家族等に行う指導を含む）について訪問看護サービス記録書に記録すること。
- ⑥ 「点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態」とは、主治の医師が点滴注射を週3日以上行うことが必要である旨の指示を当該事業所に対して行った場合であって、かつ、当該事業所の看護職員が週3日以上点滴注射を実施している状態をいう。
- ⑦ ⑥の状態にある者に対して特別管理加算を算定する場合は、点滴注射が終了した場合その他必要が認められる場合には、主治の医師に対して速やかに当該者の状態を報告するとともに、訪問看護サービス記録書に点滴注射の実施内容を記録すること。
- ⑧ 訪問の際、症状が重篤であった場合には、速やかに医師による診療を受けることが出来るよう必要な支援を行うこととする。

12 ターミナルケア加算

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（I）（2）について、厚生労働大臣が定める基準に適合している当該事業所が、在宅で死亡した利用者に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合は、当該利用者の死亡月につき所定単位数（2,000単位）を加算する。

なお、末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める状態にある者については、1日以上ターミナルケアを行った場合に当該加算を算定できる。

また、ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外の場所で死亡した場合も加算の対象となる。

◆厚生労働大臣が定める基準

- イ ターミナルケアを受ける利用者について 24 時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、訪問看護を行うことができる体制を整備していること。
- ロ 主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること。
- ハ ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。

◆厚生労働大臣が定める状態

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がII度又はIII度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオント病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髓性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態。

- ① ターミナルケア加算については、在宅で死亡した利用者の死亡月に加算することとされているが、ターミナルケアを最後に行った日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定することとする。
- ② ターミナルケア加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおけるターミナルケア加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の訪問看護ターミナルケア療養費及び訪問看護・指導料における在宅ターミナルケア加算（以下において「ターミナルケア加算等」という。）は算定できないこと。
- ③ 一の事業所において、死亡日及び死亡日前14日以内に医療保険又は介護保険の給付の対象となる訪問看護をそれぞれ1日以上実施した場合は、最後に実施した保険制度においてターミナルケア加算等を算定すること。この場合において他制度の保険によるターミナルケア加算等は算定できないこと。
- ④ ターミナルケアの提供においては、次に掲げる事項を訪問看護サービス記録書に記録しなければならない。
 - ア 終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録
 - イ 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過についての記録
 - ウ 看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録なお、ウについては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人及びその家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上対応すること。
- ⑤ ターミナルケアを実施中に、死亡診断を目的として医療機関へ搬送し、24時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケア加算を算定することができるものとする。
- ⑥ ターミナルケアの実施にあたっては、他の医療及び介護関係者と十分な連携を図るよう努めること。

13 主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（I）（2）について、当該利用者の主治の医師（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。）が、利用者が急性増悪等により一時に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日から14日間に限って、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（I）（1）に掲げる所定単位数を算定する。

利用者が急性増悪等により一時に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示又は特別指示書の交付があった場合は、交付の日から14日間を限度として医療保険の給付対象となるものであり、訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（I）は算定しない。

この場合においては、日割り計算を行うこととし、日割りの計算方法については、次のとおり

- ア 当該月の日数
- イ 当該月の医療保険の給付対象となる日数
- ウ サービスコード表の各介護度別の日割りの単位数
- エ サービスコード表の各介護度別の日割りの単位数（訪問看護サービスを行わない）

$$\begin{aligned} \text{「ア」} - \text{「イ」} &= \text{「日割り日数」} \\ \text{「日割り日数」} \times \text{「ウ」} &= \text{「①」} \\ \text{「日割り日数」} \times \text{「エ」} &= \text{「②」} \\ \text{「①」} + \text{「②」} &= \text{「当該月の所定単位数」} \\ \text{「②」} \\ \text{「③」} \end{aligned}$$

なお、医療機関において実施する訪問看護の利用者について、急性増悪等により一時に頻回の訪問看護を行う必要があつて、医療保険の給付対象となる場合には、頻回の訪問看護が必要な理由、その期間等については、診療録に記載しなければならない。

14 初期加算（30単位／1日）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を開始した日から起算して30日以内の期間については、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院後に再びサービス利用を開始した場合も、同様とする。

15 退院時共同指導加算

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、当該事業所（連携型を除く）の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導（当該利用者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう。）を行った後、当該利用者の退院又は退所後に、初回の訪問看護サービスを行った場合に、退院又は退所につき1回に限り、所定単位数（600単位）を加算する。

なお、次に掲げる特別な管理を必要とする利用者については2回算定できる。

- イ 医療診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ロ 医療診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ニ 真皮を超える褥瘡の状態
- ホ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

① 退院時共同指導加算は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、当該事業所の看護師等が退院時共同指導を行った後に、利用者の退院又は退所後、初回の訪問看護サービスを実施した場合に、1人の利用者の退院又は退所につき1回に限り当該加算を算定できる。なお、上記の「イ」から「ホ」の状態の利用者については、2回算定できる。

この場合、当該加算の算定は、初回の訪問看護サービスを実施した日の属する月に算定し、当該加算を算定する月の前月に退院時共同指導を行っている場合においても算定はできる。

- ② 2回の算定が可能である利用者（上記「イ」から「ホ」に該当する利用者）に対して、複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所又は訪問看護ステーションが退院時共同指導を行う場合にあっては、1回ずつの算定も可能であること。
- ③ 複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等が退院時共同指導を行う場合は、主治の医師の所属する保険医療機関又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に対し、他の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等における退院時共同指導の実施の有無について確認すること。
- ④ 退院時共同指導加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける退院時共同指導加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護に

おける当該加算は算定できない。(②の場合を除く。)

- ⑤ 退院時共同指導を行った場合は、その内容を訪問看護サービス記録書に記録すること。

16 総合マネジメント体制強化加算

次のいずれにも適合して定期巡回・随時対応型訪問介護の質を継続的に管理した場合に、1月につき1,000単位を加算する。

- イ 利用者の心身の状況又はその家族の取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者（保健師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。）が共同し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の見直しを行っていること。
- ロ 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、当該事業所が提供することのできる定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。

① 総合マネジメント体制強化加算は、当該事業所において、定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービス並びに訪問看護サービスを適宜適切に組み合わせて、利用者にとって必要なサービスを必要なタイミングで提供し、総合的に利用者の在宅生活の継続を支援するために、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が、日常的に共同して行う調整や情報共有等の取組を評価するものである。

② 総合マネジメント体制強化加算は次に掲げるいずれにも該当する場合に算定する。

イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画について、利用者の心身の状況又はその家族の取り巻く環境の変化を踏まえ、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、随時適切に見直しを行っていること。

ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護が地域に開かれたサービスとなるよう、地域との連携を図るとともに、地域の病院の退院支援部門、診療所、介護老人保健施設その他関係施設に対し、事業所において提供することができる具体的なサービスの内容等について日常的に情報提供を行っていること。

なお、「その他関係施設」とは、介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所等の地域密着型サービス事業所又は居宅介護支援事業所をいう。

17 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算 (I) 100単位

計画作成責任者が指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成し、当該計画に基づきサービスを提供了した日の属する月に所定単位数を加算する。

(2) 生活機能向上連携加算 (II) 200単位

利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーシ

ヨン事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該計画に基づきサービスを提供したときは、初回の定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は算定できない。

① 生活機能向上連携加算（Ⅱ）について

イ 「生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」とは、利用者の日常生活において、介助等を必要とする行為について、単に訪問介護員等が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、訪問介護員等が提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容を定めたものでなければならない。

ロ イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下、「理学療法士等」という。）が、利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する又は当該理学療法士等及び計画作成責任者が居宅を訪問した後に共同してカンファレンスを行い、当該利用者のADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する利用者の状況につき、理学療法士等と計画作成責任者が共同して、現在の状況及びその改善可能性の評価（以下「生活機能アセスメント」という。）を行うものとする。

この場合、「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション科の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院である。

ハ イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載しなければならない。

- a 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容
- b 生活機能アセスメントの結果に基づき、「a」の内容について定めた3月を
目途とする達成目標
- c 「b」の目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標
- d 「b」及び「c」の目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内
容

ニ 「ハ」の「b」及び「c」の達成目標については、利用者の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえて策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例えば当該目標に係る生活行為の回数や必要となる基本的な動作（立位又は座位の保持等）の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定すること。

ホ 「イ」の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び計画に基づく訪問介護員等が行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容としては、例えば次のようなものが考えられること。

達成目標として「自宅のポータブルトイレを1日1回以上利用する（1月目、2月目の目標として座位の保持時間）」を設定。

（1月目）訪問介護員等は週2回の訪問の際、ベッド上で体を起こす介助を行い、利用者が5分間の座位を保持している間、ベッド周辺の整理を行なながら完全確保のための見守り及び付き添いを行う。

（2月目）ベッド上からポータブルトイレへの移動の介助を行い、利用者の体を支えながら、排泄の介助を行う。

（3月目）ベッド上からポータブルトイレへ利用者が移動する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う（訪問介護員等は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護提供時以外のポータブルトイレの利用状況等について確認を行う。）

ヘ 本加算は「ロ」の評価に基づき、「イ」の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき提供された初回の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日が属する月を含む3月を限度として算定されるものであり、3月を超えて本加算を算定しようとする場合は、再度「ロ」の評価に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直す必要があること。なお、3月の間に利用者に対する指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーション等の提供が終了した場合であっても、3月間は本加算の算定が可能であること。

ト 本加算を算定する期間中は、各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上で、利用者のADL及びIADLの改善状況及び「ハ」の「b」の達成目標を踏まえた適切な対応を行うこと。

② 生活機能向上連携加算（I）について

イ 生活機能向上連携加算（I）については、①「ロ」、「ヘ」及び「ト」を除き①を適用とする。本加算は、理学療法士等が自宅を訪問せずにADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握した上で計画作成責任者に助言を行い、計画作成責任者が、助言に基づき①「イ」定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成（変更）するとともに、計画作成から3ヶ月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告することを定期的に実施することを評価するものである。

- a ①「イ」の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、理学療法士等は、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の計画作成責任者と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の計画作成責任者に助言を行うこと。なお、ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と計画作成責任者で事前に方法等を調整するものとする。
- b 当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の計画作成責任者は、「a」の助言に基づき、生活機能アセスメントを行った上で、①「イ」の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成を行うこと。なお、①「イ」の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画には、「a」の助言の内容を記載すること。
- c 本加算は、①「イ」の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき当該サービスを提供した初回の月に限り、算定されるものである。なお、「a」の助言に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直した場合には、本加算を算定することは可能であるが、利用者の急性増悪等により、計画を見直した場合を除き、①「イ」の当該計画に基づきサービスを提供した翌月及び翌々月は本加算を算定しない。
- d 3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告すること。なお、再度「a」の助言に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直した場合には、本加算の算定が可能である。

18 サービス提供体制強化加算

加算の算定に当たっては、当該基準に掲げる区分に適合している場合 1 月につき、所定単位数を加算する。

- | | |
|------------------------|--------|
| (1) サービス提供体制強化加算 (I) イ | 640 単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算 (I) ロ | 500 単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算 (II) | 350 単位 |
| (4) サービス提供体制強化加算 (III) | 350 単位 |

(イ) サービス提供体制強化加算 (I) イ

- (1) 当該事業所の全ての従業者に対し従業者ごとに研修計画を作成し、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
- (2) 利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していること。
- (3) 当該事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を実施すること。
- (4) 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 40 以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占

める割合が 100 分の 60 以上であること。

(ロ) サービス提供体制強化加算（I）ロ

- (1) 当該事業所の全ての従業者に対し従業者ごとに研修計画を作成し、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
- (2) 利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していること。
- (3) 当該事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を実施すること。
- (4) 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 30 以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が 100 分の 50 以上であること。

(ハ) サービス提供体制強化加算（II）

- (1) 当該事業所の従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が 100 分の 60 以上であること。
- (2) 当該事業所の全ての従業者に対し従業者ごとに研修計画を作成し、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
- (3) 利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していること。
- (4) 当該事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を実施すること。

(ニ) サービス提供体制強化加算（III）

- (1) 当該事業所の従業者の総数のうち、勤続年数 3 年以上の者の占める割合が 100 分の 30 以上であること。
- (2) 当該事業所の全ての従業者に対し従業者ごとに研修計画を作成し、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
- (3) 利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していること。
- (4) 当該事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を実施すること。

① 研修について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者ごとの研修計画については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、当該事業所の従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

② 会議の開催について

「利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所の従業者全てが参加するものでなければならない。

なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができる。また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、おおむね 1 月に 1 回以

上開催されている必要がある。

「利用者に関する情報や留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- ・利用者のA D Lや意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家庭環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項

③ 健康診断等について

健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない当該事業所の従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。

④ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始又は再開する事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。

したがって、新たに事業を開始又は再開した事業所は、4月目以降届出が可能となる。なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得又は研修の課程を修了している者とすること。

⑤ 前号のただし書きの場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。

なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算の変更届を提出しなければならない。

⑥ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。

具体的には、平成24年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成24年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいう。

⑦ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

19 介護職員処遇改善加算

基本単位数に各種加算の単位数加えた「合計単位数」に次の区分ごとに算出した単位数を算定する。

- (1) 介護職員処遇改善加算（I） 合計単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（II） 合計単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（III） 合計単位数の1000分の55に相当する単位数

(4) 介護職員処遇改善加算（IV） (3) により算出した合計単位数の 100 分の 90 に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算（V） (3) により算出した合計単位数の 100 分の 80 に相当する単位数

◆なお、詳細については、別添資料「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(平成 30 年 3 月 22 日老発 0322 第 2 号)」を参照してください。

3 事業所の変更届について

事業所の指定後に、次の各項目に変更があった場合には、原則として、変更があった日から 10 日以内に変更届の提出が必要となります。

(1) 法人関係

変更内容	提出方法	必要書類		備考
		届出用紙	添付書類	
1 法人代表者及び役員の交代 (氏名、住所変更含む)	郵送 又は 窓口	2 号様式	・法人の登記事項証明書 (謄本) ※ 1 ・法人役員名簿 ・法人代表者等誓約書	・氏名・住所の変更の場合は、法人代表者等誓約書は不要
2 法人の住所変更（転居、住居表示変更）			・法人の登記事項証明書 (謄本) ※ 1 ・市区町村発行の住居表示変更証明	
3 法人の電話・FAX				
4 法人の名称変更（有限会社から株式会社へ変更含む）※ 2			・法人の登記事項証明書 (謄本) ※ 1	
5 組織変更 (株式⇒合名、合資、合同) ※ 3			・法人の登記事項証明書 (謄本) ※ 1 ・組織変更計画書	

※ 1：登記事項証明書の謄本は、法人による原本証明があれば、写しでも可。

※ 2：合併による法人名称の変更は、事業所の「廃止」と「新規」の申請となります。

※ 3：「株式⇒合名、合資、合同」以外の組織変更は、事業所の「廃止」と「新規」の申請となります。

(2) 事業所関係

変更内容	提出方 法	必要書類		備 考
		届出用紙	添付書類	
事業所の住所（市内転居）	郵送又は窓口	2号様式 付表	運営規程、平面図、写真、※（賃貸借契約書）	※賃貸の場合、賃貸借契約書を添付
事業所の住居表示の変更（転居なし）		2号様式 付表		市発行の住居表示変更届出等を添付
事業所の名称（統合除く）		2号様式 付表	運営規程	2号様式に、変更前、変更後の名称を記載
事業所の名称（統合）		2号様式 付表	運営規程	2号様式に、変更前、変更後の名称を記載
事業所の電話、FAX番号の変更		2号様式 付表		
機能訓練指導室等の面積変更		2号様式 付表	平面図、写真	
事業所のレイアウト変更		2号様式 ※（付表）	平面図、写真	※付表は面積が変更となる場合のみ必要

(3) 人員関係 →加算等に影響する場合は、(8) 加算等関係を参照してください

変更内容	提出方 法	必要書類		備 考
		届出用紙	添付書類	
管理者の交代(氏名変更を含)	郵送又は窓口	2号様式 付表	管理者経歴書、研修修了証、勤務表	修了証は事前に提出 勤務表は、全員分
管理者の住所変更（転居、住居表示の変更）		2号様式 付表	管理者経歴書	
計画作成担当者の交代 (認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護) (氏名変更を含)		2号様式 付表	研修修了証、資格証（登録番号通知）、勤務表、経歴書	修了証、資格証は事前に提出。勤務表は、全員分
介護支援専門員の交代 (小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設)		2号様式 付表	研修修了証、資格証（登録番号通知）、勤務表、経歴書	修了証、資格証は事前に提出。勤務表は、全員分
従業員の変更(管理者以外)<加算等に影響がない場合>		運営状況報告書一式		年1回提出

※ 職員の欠員による減算（介護支援専門員、計画作成担当者における研修の未受講による減算を含む。）の場合は、(8) 加算等関係を参照してください。

(4) 営業時間等 →事前提出

変更内容	提出方 法	必要書類		備 考
		届出用紙	添付書類	
営業日	郵送又 は窓口	2号様式 付表	勤務表、運営規 程、※ (資格証)	※資格要件のある人 員に 変更がある場 合のみ必要
事務所の営業時間		2号様式 付表	勤務表、運営規程	
サービス提供時間		2号様式 付表	勤務表、運営規 程、※1 (プログ ラム)、※2 (資 格証)	※ 1 認知症対応型通 所介護、地域密着型 通所介護のみ必要 ※ 2 資格要件のある 人員に変更がある場 合のみ必要

(5) 営業案内等 →事前提出

変更内容	提出方 法	必要書類		備 考
		届出用紙	添付書類	
実施単位の増減	郵送又 は窓口	2号様式 付表	勤務表、運営規程、 ※1 (資格証)、※ 2 (平面図、写真)	※ 1 資格要件のある 人員に変更がある場 合のみ必要
登録・利用定員の変更				※ 2 面積変更を伴う 場合のみ必要
入所定員の変更		2号様式 付表	勤務表、運営規程、 (資格証)	資格要件のある人員 に変更がある場合の み必要
実施地域の変更		2号様式 付表	運営規程	

(6) 利用料金

変更内容	提出方 法	必要書類		備 考
		届出用紙	添付書類	
利用料金の変更	郵送又 は窓口	2号様式 付表	運営規程 (料金表含む)	

(7) その他

変更内容	提出方 法	必要書類		備 考
		届出用紙	添付書類	
協力医療機関 (協力歯科医 療機関)、連携施設の変更	郵送又 は窓口	2号様式 付表	協定書もしくは契約書 の写し	

(8) 加算等関係 →事前提出

変更内容	提出方 法	必要書類		備 考
		届出用紙	添付書類	
加算を増やす、減算を解消する			体制状況一覧表、 添付書類	※変更内容によって 必要な書類は異なる
加算をはずす、減算を行う	郵送又 は窓口	2号様式 体制等に關 する届出書	体制状況一覧表	

※加算等については、「加算等及び割引の届出について」を参照してください

4 事業所の指定の更新について

介護保険法等の規定に基づき、事業所指定については6年間の有効期限で指定をしています。有効期限の満了する2か月前までに、指定更新の申請書を提出してください。

なお、厚木市からは有効期限満了に伴う指定更新のお知らせはしませんので、各事業所において、指定の有効期限の確認を行い、期日までに必要な書類の提出をお願いします。

期日までに、書類の提出が無い場合には、指定の更新を行うことが出来なくなりますので、十分注意してください。

指定の更新に係る必要な書類については、次のとおりで、各様式については、厚木市のホームページに掲載しています。

No	書類	様式	※
1	指定地域密着型サービス事業所指定申請書	第1号様式	<input type="radio"/>
2	指定地域密着型サービス事業所の指定に係る記載事項	第1号様式 付表7	<input type="radio"/>
3	申請者（開設者）の定款の写し及びその登記簿の謄本（登記事項証明書）の原本又は条例等		
4	賃貸借契約書の写し又は建物の登記簿の謄本（登記事項証明書）の原本		
5	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1	<input type="radio"/>
6	事業所の管理者経歴書	参考様式2	<input type="radio"/>
7	従業者の資格証の写し、雇用が確認できる書類		
8	事業所の平面図及び写真	参考様式3 (建築図面でも可)	<input type="radio"/>
9	設備・備品等一覧表及び写真	参考様式5	
10	苦情処理のために講ずる措置の概要	参考様式7	
11	サービス提供実施単位一覧表	参考様式8	
12	実務経験証明書	参考様式9	
13	建築物等に係る関係法令確認書及び関係法令書類の写し等	参考様式10	
14	介護保険法及び厚木市暴力団排除条例の規定に該当しない旨の誓約書及び役員名簿	参考様式11	<input type="radio"/>
15	運営規程（料金表含む）		<input type="radio"/>
16	利用料金表、食費の積算根拠がわかるもの（食事を提供する事業所のみ）		<input type="radio"/>
17	当該申請に係る資産の状況（資産の目録（直近の決算書の写し等）、収支予算書、法人市民税の納税証明書の写し、損害保		

	険証書の写し)		
18	開設する事業所のパンフレット等		
19	事故防止対策及び発生時の措置の概要		
20	拘束・虐待防止の措置の概要		
21	緊急時等に講ずる措置の概要		
22	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書		○
23	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表		○
24	チェック表及び誓約書等の添付書類【加算を算定する場合のみ】		○

備考

- (1) 参考様式については、様式に記載されている内容が含まれていれば独自様式での提出ができます。
- (2) 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、「別添のとおり」と記載し、別に記載した書類を添付してください。
- (3) 指定基準等を満たしているか確認するために、追加で書類提出を求める事がありますのでご了承ください。
- (4) ※指定更新又は、他市区町村の指定の場合には○印のみの提出をお願いします。なお、以前提出した書類に変更がある場合には、○印以外の書類も提出をお願いします。

5 過誤申立について

1 過誤とは

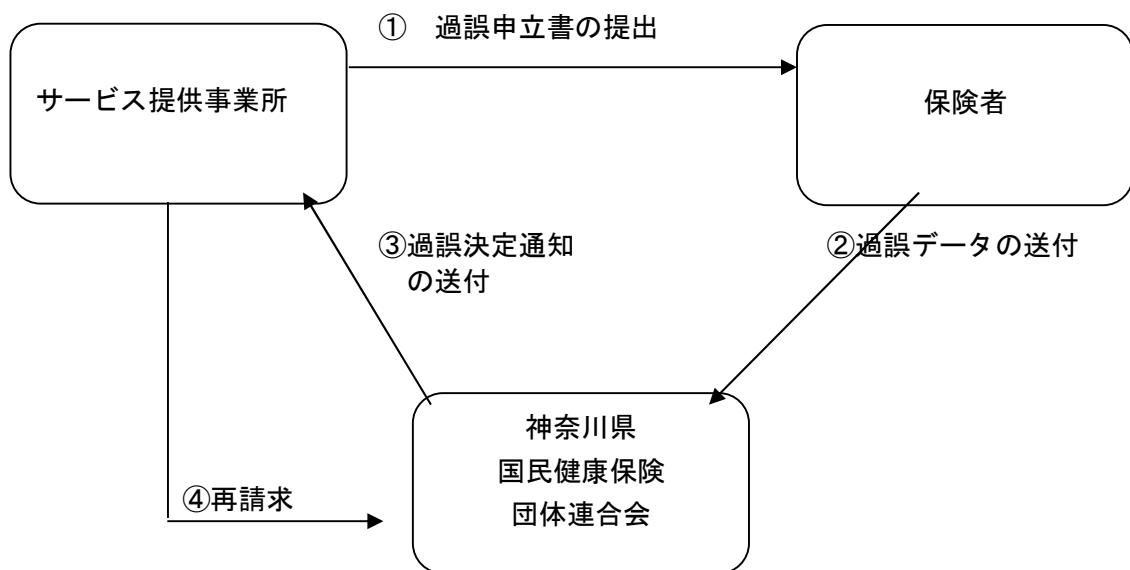
国保連合会において、審査決定済み（支払済）の請求を取り下げる処理となります。

2 過誤申立時の注意点

- (1) 以下の請求明細書については、過誤申立処理はできません。

1. 同一審査月内に提出した場合
2. 同一審査月内に給付管理票の「修正」または「取消」がある場合
3. 既に返戻されている場合
4. 保留されている場合

- (2) 請求明細書本体の請求額の全額がマイナスされます。



〈例〉 平成 30 年 4 月サービス分の請求明細書について、平成 30 年 6 月に過誤処理を行う場合

- ① 平成 30 年 6 月 7 日までに、過誤申立書を「保険者」に提出する。
- ② 平成 30 年 6 月 15 日までに、「保険者」は、「神奈川県国民健康保険団体連合会」へ過誤申立データを送付する。
- ③ 平成 30 年 7 月下旬に、「神奈川県国民健康保険団体連合会」から、過誤申立書を提出した「サービス提供事業所」に、「介護給付費過誤決定通知書」が送付される。
(平成 30 年 7 月末に支払われる金額で、過誤金額が調整されます。)
- ④ 平成 30 年 8 月以降に再請求を行う。

3 厚木市 介護給付費過誤申立予定表

サービス 提供月	審査月 (請求月)	市が給付実績を 確認できる月 (※)	過誤申立締切	再請求	
				①	②
4月まで	5月	6月5日以降	6月末日まで	7月10日	8月10日
5月まで	6月	7月5日以降	7月末日まで	8月10日	9月10日
6月まで	7月	8月5日以降	8月末日まで	9月10日	10月10日
7月まで	8月	9月5日以降	9月末日まで	10月10日	11月10日
8月まで	9月	10月5日以降	10月末日まで	11月10日	12月10日
9月まで	10月	11月5日以降	11月末日まで	12月10日	1月10日
10月まで	11月	12月5日以降	12月末日まで	1月10日	2月10日
11月まで	12月	1月5日以降	1月末日まで	2月10日	3月10日
12月まで	1月	2月5日以降	2月末日まで	3月10日	4月10日
1月まで	2月	3月5日以降	3月末日まで	4月10日	5月10日
2月まで	3月	4月5日以降	4月末日まで	5月10日	6月10日
3月まで	4月	5月5日以降	5月末日まで	6月10日	7月10日

(※ 国保連からの給付実績の送付時期)

上記は、返戻・保留等がなく、順調に請求及び支払いが、国保連で処理され、給付実績が確定した場合であり、月遅れ請求の場合は、審査月より過誤の申立の締切日を確認してください。なお、返戻・保留等により給付実績が確定していない場合は、過誤申立することはできません。

★再請求について★

過誤申立書の提出後の再請求については、事業所の判断で行うこととなります。

再請求に当たり、場合によってはリスクを伴いますので、事業所の責任において再請求を行ってください。

■再請求「①」の場合

過誤と同じ月に再請求が可能です。ただし、過誤における相殺額が、通常の請求額を上回った場合、国保連から給付費の支払いは行われません。この場合、国保連から納付書が事業所に送付されますので、期日までに支払いをすることになります。

4 過誤申立書様式

介護給付費過誤申立書

宛先 厚木市長

平成 年 月 日

下記の介護給付について、過誤を申し立てます。
なお、当該事業所の請求誤り等で当月支払額が過誤調整額を下回った場合においては、当該事業所の所在する国民健康保険団体連合会が発行する納入通知書により、差額調整を行うことを承知しています。

事業所番号			
事業所名			
所在地			
連絡先		担当者	

1 / 1 ページ

5 過誤申立事由コード

過誤申立時には、4桁の事由コードが必要となります。4桁のうち左の2桁については、過誤申立を行う各サービスの請求書の様式のコードとなります。

様式番号及びコード		様式名称
10	様式第二	居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書 (訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハ、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハ、福祉用具貸与、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、)
11	様式第二の二	介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス介護給付明細書 (介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハ、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハ、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護)

21	様式第三	居宅サービス介護給付費明細書 (短期入所生活介護)
24	様式第三の二	介護予防サービス介護給付費明細書 (介護予防短期入所生活介護)
22	様式第四	居宅サービス介護給付費明細書 (介護老人保健施設における短期入所療養介護)
25	様式第四の二	介護予防サービス介護給付費明細書 (介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護)
23	様式第五	居宅サービス介護給付費明細書 (病院・診療所における短期入所療養介護)
26	様式第五の二	介護予防サービス介護給付費明細書 (病院・診療所における介護予防短期入所療養介護)
30	様式第六	地域密着型サービス介護給付費明細書 (認知症対応型共同生活介護(短期利用以外))
31	様式第六の二	地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書 (介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外))
32	様式第六の三	居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書 (特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護)
33	様式第六の四	介護予防サービス介護給付費明細書 (介護予防特定施設入居者生活介護)
34	様式第六の五	地域密着型サービス介護給付費明細書 (認知症対応型共同生活介護(短期利用))
35	様式第六の六	地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書 (介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用))
36	様式第六の七	居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書 (特定施設入居者生活介護(短期利用型)、 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型))
40	様式第七	居宅介護支援介護給付費明細書
41	様式第七の二	介護予防支援介護給付費明細書
50	様式第八	施設サービス等・地域密着型サービス介護給付費明細書 (介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)
60	様式第九	施設サービス等介護給付費明細書 (介護老人保健施設サービス)
70	様式第十	施設サービス等介護給付費明細書 (介護療養型医療施設サービス)

また、右の2桁については、過誤を行う理由のコードとなります。
基本的には、「02」の請求誤りによる実績取り下げのコードをお願いします。

申立理由番号	申立理由
01	台帳誤り修正による保険者申立の過誤調整
02	請求誤りによる実績取り下げ
09	時効による保険者申立の取り下げ
11	台帳誤り修正による事業所申立の過誤調整
12	請求誤りによる実績取り下げ(同月)
21	台帳誤り修正による公費負担者申立の過誤調整
29	時効による公費負担者申立の取り下げ
32	給付管理票取消による実績の取り下げ
42	適正化による保険者申立の過誤取り下げ
49	適正化による保険者申立の過誤取り下げ(同月)
52	適正化による公費負担者申立の過誤取り下げ
59	適正化による公費負担者申立の過誤取り下げ(同月)
62	不正請求による実績取り下げ
69	不正請求による実績取り下げ(同月)
90	その他の事由による台帳過誤
99	その他の事由による実績の取下げ

6 過誤申立書の提出時のお願い

過誤の申立書の件数が、10件までは紙ベースでも受付をしますが、10件を超える場合には、事前に相談していただくと共に、エクセルデータで提出をお願いします。